

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
お休み
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 生活保護法による医療機関の指定
 - 生活保護法による指定医療機関の廃止
 - 休猟区の設定
 - 道路の区域の決定
 - 道路の供用の開始
 - 建築基準法による道路の指定

告 示

鳥取県告示第八百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百三十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
川 本 医 院	東伯郡東伯町大字保五番地二	昭和五十一年十月一日
岡本小児科医院	倉吉市昭和町四八五番地	昭和五十一年十月一日
生 協 薬 局	鳥取市末広温泉町二一五番地	昭和五十一年十月十二日

鳥取県告示第八百三十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八号）第二十四条の規定により告示する。

昭和五十一年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	期 間	面 積
雨滝休猟区	<p>岩美郡国府町大字雨滝地内の県道鳥取国府岩美線と町道雨滝線との分岐点を起点とし、同点から同町道を東方に進み、民有林九八林班と九九林班との境界（町道雨滝線の終点）に至り、同境界を南東に進み、民有林九九林班と一〇三林班との境界に至り、同境界を南東に進み、大蛇崩国有林一〇三〇林班に至り、同国有林と民有林との境界を左回りに進み、更に扇ノ山国有林一〇二八林班及び一〇二九林班と民有林との境界を進み、国府町と郡家町との境界に至り、同境界を西方に進み、県道国府八東線に至り、同県道を北方に進み、上地農免農道に至り、同農道を東方に進み、黒瀧の谷に至り、同谷を北方に進み、但馬越道に至り、同道を東方に進み、扇ノ山登山道に至り、同登山道を北西に進み、町道大石線に至り、同町道を北西に進み、県道上地栃木線に至り、同県道を西方に進み、県道鳥取国府岩美線に至り、同県道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十一年十一月十五日から昭和五十四年十一月十四日まで</p>	<p>二、一五〇ヘクタール</p>
東山休猟区	<p>八頭郡若桜町大字岩屋堂地内の国道二九号と県道若桜南光線との交差点を起点とし、同点から同県道を南方に進み、林道皆込線との交差点に至り、同点から同林道を西方に進み、東山山頂に通ずる山道との交差点に至り、同点から吉川部落と岩屋堂部落との境界の山道を西方に進み、東山山頂に至り、同所から若桜町と智頭町との境界を北西に進み、八東町との境界に至り、同境界</p>	<p>鳥取市津ノ井地内の国道二九号と県道津ノ井国府線との交差点を起点とし、同点から同県道を東方に進み、鳥取市と国府町との境界に至り、同境界を東南に進み、郡家町との境界に至り、同境界を南西に進み、国道二九号に至り、同国道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>二、一〇〇ヘクタール</p>
小畑休猟区	<p>点から同農道を東方に進み、青谷町と気高町との境界に至り、同境界を南方に進み、鹿野町との境界に至り、同境界を西方に進み、県道青谷田俵線（三朝町との境界）に至り、同県道を北方に進み、町道早牛・奥崎線との分岐点に至り、同町道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>一、五〇〇ヘクタール</p>	

<p>姫路・明 辺休猟区</p>	<p>用瀬休猟区</p>	
<p>八頭郡郡家町大字姫路地内の県道国府八東線と広域基幹林道河合谷線との交差点を起点とし、同点から同林道を東方及び北西方に進み、郡家町と国府町との境界に至り、同境界を東方に進み、八東町との境界に至り、同境界を南西に進み、八東町大字妻鹿</p>	<p>八頭郡用瀬町大字鷹狩地内の国道五三号と県道鷹狩板井原智頭線との交差点を起点とし、同点から同県道を南東に進み、町道板井原線との交差点(出合橋)に至り、同点から同町道を南方に進み、板井原部落地内の林道板井原線との交差点に至り、同林道を南東に進み、智頭町と用瀬町との境界に至り、同境界を西方に進み、国道五三号に至り、同国道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>を北方に進み、通称イタギ原山(別名西浦山)山頂に至り、同所から若桜町三倉部落と糸白見部落との境界(尾根)を東方に進み、通称三倉富士山頂に至り、同所から若桜町岸野部落と糸白見部落との境界(尾根)を北東に進み、国道二九号に至り、同国道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>"</p>	<p>"</p>	
<p>八七〇 ヘクタール</p>	<p>一、五〇〇 ヘクタール</p>	
<p>四王寺山 休猟区</p>	<p>福山休猟区</p>	
<p>倉吉市和田地内の県道県道倉吉由良線と県道福光北条線との交差点を起点とし、同点から県道福光北条線を南西に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を北西に進み、</p>	<p>東伯郡三朝町大字福本地内の県道江府中和用瀬線と県道倉吉福本線との交差点を起点とし、同点から県道倉吉福本線を北西に進み、林道福本関金線に至り、同林道を北西に進み、三朝町と関金町との境界に至り、同境界を北方に進み、更にこれに接続する倉吉市との境界を北東に進み、三朝町曹源寺に通ずる山道(通称小鴨越)に至り、同山道を南方に進み、更にこれに接続する山道(通称真谷)を南東に進み、旧町道寺谷線に至り、同旧町道を東方に進み、国道一七九号に至り、同国道を南西に進み、県道江府中和用瀬線に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>野から郡家町大字明辺に通ずる山道との交差点に至り、同山道を北西に進み明辺部落に至り、同部落から姫路へ通ずる山道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>"</p>	<p>"</p>	
<p>九六〇 ヘクタール</p>	<p>一、一八〇 ヘクタール</p>	

<p>古布庄林 猟区</p>	<p>東伯郡東伯町大字八反田地内の県道古長杉下線と大栄町に通じる山道(通称宮内坂)との交差点を起点とし、同点から同山道を南西に進み、大栄町大字東高尾字奥谷の県行造林に通じる山道に至り、同山道を南東に進み、大栄町と倉吉市との境界に至り、同境界を北東に進み、農業者トレーニングセンター取付道路に至り、同道路及びこれに接続する林道(通称宮の谷)を東方に進み、県道倉吉赤碓中山線に至り、同県道を南西に進み、市道松尾大立線に至り、同市道を南西に進み、県道上大立大栄線に至り、同県道を南西に進み、これに接続する林道大山東部線及び林道上大立線を経て、県道如来原倉吉線に至り、同県道を西方に進み、地藏峠入口に至り、同入口から地藏峠を経て東伯町大字中津原地内の大正神社に通じる山道(通称鼻田道)を北西に進み、県道野添浦安停車場線に至り、同県道を北東に進み、林道大山東部線に至り、同林道を北</p>	<p>東に進み、農道(通称別宮)に至り、同農道及びこれに接続する加勢蛇川右岸の堤防上の道路を北東に進み、県道古長杉下線に至り、同県道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>〃</p>	<p>一、三四〇 ヘクター</p>	<p>〃</p>
<p>福岡休猟区</p>	<p>東長田賀 野休猟区</p> <p>西伯郡西伯町大字東上地内の県道西伯、根雨線と西伯郡と日野郡との境界との交差点を起点とし、同点から同県道を西方に進み、町道九九号線との分岐点に至り、同町道を北東に進み、町道九八号線に至り、同町道を北西に進み、県道西伯根雨線との分岐点に至り、同県道を北方に進み、県道福頼市山伯耆大山停車場線に至り、同県道を南東に進み、西伯町馬佐良部落から更に北方に進み、県道溝口矢方米子線に至り、同県道を南東に進み、西伯郡と日野郡との境界の交差点に至り、同境界を南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>東に進み、農道(通称別宮)に至り、同農道及びこれに接続する加勢蛇川右岸の堤防上の道路を北東に進み、県道古長杉下線に至り、同県道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>〃</p>	<p>一、六一〇 ヘクター</p>	<p>二、〇一二 ヘクター</p>

<p>り、同県道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>久住休猟区</p> <p>日野郡日野町黒坂地内の国道一八〇号と町道上菅停車場線との交差点を起点とし、同点から同町道を北方に進み、日野町と日南町との境界に至り、同境界を北東及び南東に進み、県道菅次日野線との交差点に至り、同県道を北東及び南東に進み、旧国道一八〇号線に至り、同旧国道を南方に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、同県道を南方に進み、国道一八〇号との交差点に至り、同国道を西方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>〃</p>	<p>一、一三〇 ヘクタール</p>

鳥取県告示第八百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十一年十月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十一年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	秋里宮下線	岩美郡国府町大字宮下四五二番 三地从り岩美郡国府町大字宮 下三九四番地先まで	二〇・〇 〃三七・四	八二七・五

鳥取県告示第八百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十一年十月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十一年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	秋里宮下線	岩美郡国府町大字宮下四五二番三地从り から岩美郡国府町大字宮下三九四番地 先まで	昭和五十一年 十月二十五日

鳥取県告示第八百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第四号に

規定する道路を昭和五十一年十月二十二日指定したので、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十一年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の指定の地域	種類及び路線名	幅 (メートル)	延 (メートル)
気高都市計画事業砂丘(第一工区)土地区画監理事業が施行される地域	都市計画道路三―四―二砂丘一号線 区画街路十号線	一六・〇〇 六・〇〇	三〇五・〇〇 六〇・一〇
"	十八号線	六・〇〇	七一・一〇
"	十九号線	六・〇〇	二七四・一〇
"	二十号線	六・〇〇	二八五・五〇
"	二十一号線	六・〇〇	二一九・二〇
"	二十二号線	六・〇〇	五五・〇〇
"	二十三号線	六・〇〇	三四二・一〇
"	二十四号線	六・〇〇	一四八・七〇
"	二十五号線	六・〇〇	二五三・六〇
"	二十六号線	六・〇〇	七一・五〇
"	四十三号線	四・〇〇	三九・〇〇
"	四十四号線	四・〇〇	二六・八〇
"	四十五号線	四・〇〇	四〇・二〇
"	四十六号線	四・〇〇	五五・五〇
"	四十七号線	四・〇〇	一七・六〇

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】